

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和４年度特定公募型研究開
発業務（経済安全保障重要技術育成プログ
ラム基金事業）に関する報告書及び同報告
書に付する経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和５年１１月２４日
経済産業省 製造産業局
航空機武器宇宙産業課

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構令和4年度特定公募型研究開 発業務（経済安全保障重要技術育成プログ ラム基金事業）に関する報告書及び同報告 書に付する経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要
技術育成プログラム基金事業）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要
技術育成プログラム基金事業）に関する報告書に付する
経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和4年度特定公募型研究開発業務
(経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業)
に関する報告書

目 次

I. 令和4年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	5
---	---

II. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	9
--------------------------	---

資料1	産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱（令和4年3月8日 20220302財製第2号）
資料2	産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領（令和4年3月8日 20220302財製第2号）
資料3－1	経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業の実施に関する規程（2022年3月9日 2021年度規程第30号、一部改正 2022年10月28日 2022年度規程第27号）
資料3－2	経済安全保障重要技術育成プログラム基金の管理及び運用に関する機構達（2022年3月9日 2021年度機構達第10号）
資料4	参照条文等

I．令和４年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書

令和４年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）について

１．基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第４期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第１項に規定する特定公募型研究開発業務（以下「業務」という。）として、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムについて推進することが定められたことを受け、令和４年３月１５日に、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱（２０２２０３０２財製第２号）（資料１）に基づき１，２５０億円が機構に交付され、令和４年３月２４日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第１６条の３の規定および産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領（２０２２０３０２財製第２号）（資料２）に基づき、その全額をもって基金を造成した。また、令和５年２月２１日に１，２５０億円が同様に機構に交付され、基金を造成した。

２．基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、経済安全保障事業統括室を設置し、業務に必要な体制を構築するとともに、「経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業の実施に関する規程」（２０２２年３月９日 ２０２１年度規程第３０号、一部改正 ２０２２年１０月２８日 ２０２２年度規程第２７号）（資料３－１）に基づき、業務執行を行った。

また、基金を適切に管理・運用するため、「経済安全保障重要技術育成プログラム基金の管理及び運用に関する機構達」（２０２２年３月９日 ２０２１年度機構達第１０号）（資料３－２）に基づき、２０２３年３月２７日に基金管理委員会を開催し、着実な管理・運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

（単位：百万円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		—	125,000	249,756
収入	国からの資金交付額	125,000	125,000	—
	運用収入	—	1	2
	その他	—	1	0
	合計(b)	125,000	125,002	3
支出	事業費	—	1	42,623
	管理費	—	245	487
	合計(c)	—	246	43,111
国庫返納額(d)		—	—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		125,000	249,756	206,648
（うち国費相当額）		(125,000)	(249,756)	206,648

※四捨五入の結果、合計が一致しない場合がある。

4. 研究開発の実施決定件数・実施決定額

	令和3年度	令和4年度
実施決定件数（単位：件）	—	—
実施決定額（単位：百万円）	—	—

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和4年度末時点での保有割合は「1」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和4年度末基金残高）÷（令和5年度以降業務に必要となる額）

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

経済安全保障重要技術育成プログラムにおいては、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムについて推進することとされている。

令和4年度は、国が定めた研究開発ビジョン及び研究開発構想に基づき、以下の研究開発プロジェクトについて公募を実施した。

令和5年度以降は、実施した公募について採択決定した研究開発プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。

【令和4年度に公募を実施したプロジェクト】

- ・船舶向け通信衛星コンステレーションによる海洋状況把握技術の開発・実証
- ・光通信等の衛星コンステレーション基盤技術の開発・実証
- ・高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発
- ・ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術の開発・実証
- ・航空機エンジン向け先進材料技術の開発・実証
- ・航空安全等に資する小型無人機の飛行経路の風況観測技術
- ・航空機的设计・製造・認証等のデジタル技術を用いた開発製造プロセス高度化技術の開発・実証
- ・ハイブリッドクラウド利用基盤技術の開発
- ・半導体・電子機器等のハードウェアにおける不正機能排除のための検証基盤の確立

II. 參考資料

経済産業省

20220302財製第2号

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月8日

経済産業大臣 萩生田 光一

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するため国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発及びこれに附随する業務を実施することを目的とし、基金を造成する。

（交付の対象）

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく報告等、第18条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第9条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2. に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属

する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（状況報告）

第１１条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第６）を大臣に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１２条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１３条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ２ 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- ３ 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第５号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- ４ 第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

第１４条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（前条第１項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７）を大臣に提出しなければならない。

２ 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定等）

第１５条 大臣は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

２ 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交

付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約等)

- 第16条 機構は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第17条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（1）に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
 - 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
- 3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第21条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

（その他）

第22条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月8日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第 1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
交付申請書

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱
第 4 条第 1 項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
- (2) 直近 2 年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

(既交付決定額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類

基金管理状況を示した書類

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額 金 円
3. 本補助金は、以下に掲げる事項を条件として交付するものとします。
 - 一 委託先の事業者の指導・監督を含め、基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、最大限務めること。
 - 二 基金事業の実施状況について、経済産業省から求められた場合には、速やかに報告すること。
4. 事業に係る実績報告は産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱第14条第1項に定めるところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

責任者：〇〇局〇〇課長 〇〇
担当者：〇〇、〇〇
電話：03-3501-1511(内線0000)
03-3501-0000（直通）

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
支払請求書

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱
第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求額 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第 5)

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付調書

法人名 _____

(単位：円)

国		法 人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収 入			支 出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

(注 1) 「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 3 1 条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

(注 2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第 6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施状況
2. 基金の収支状況

(様式第 7)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）について、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の造成が完了した日 年 月 日
2. 交付決定額 金 円
3. 基金の造成額 金 円
4. 添付書類
 - (1) 基金の造成を確認できる書類
 - (2) 機構の収入状況が分かる書類

(様式第8)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第9)

取得財産等管理明細表（ 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 10)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
財産処分承認申請書

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）
交付要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

経済産業省

20220302財製第2号

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和4年3月8日

経済産業大臣 萩生田 光一

産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けて基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な基金の管理・運用方法及び手続き等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有

割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。

- （2）機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3の規定により、毎事業年度、基金にかかる業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6ヶ月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

- （1）機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

- （2）基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。

- （3）基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。

- （4）機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。

- （5）機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

- （6）機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。

- （7）精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。

- （8）機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当

該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

- (9) (8) の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残高の扱い

機構は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止する場合は、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合にはおいては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。

- ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
- ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
- ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合について、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

- (3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- (2) 大臣は、(1) の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合には、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

(1) 大臣は、8. に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 機構は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

11. 基金基準の遵守等

(1) 大臣は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。)に適合するよう機構を指導監督するとともに、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(2) 機構は、基金基準の3及び4に定める各基準に適合するよう、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、科技イノベーション活性化法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するため国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発及びこれに附随する業務を行うものである。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課(以下「経済産業省」という。)に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等(委託を行うための契約書、契約約款等を含む。)を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3. 実施体制の整備

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ①基金事業の公募及び説明会に係る業務
- ②基金事業の事業者選定に係る業務
- ③基金事業の契約、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ④基金事業の広報に係る業務
- ⑤基金事業の評価に係る業務
- ⑥その他基金事業管理に係る業務

(2) 具体的な実施体制の構築及び変更に当たっては、経済産業省に対して事前に相談しなければな

らない。なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約の状況、各委託事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構若しくは実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約に関する資料、進捗状況管理や評価など基金事業のマネジメントに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む）について、経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について、経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

(1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

(2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるようにする。

(3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

本実施要領は、令和4年3月8日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
事業費	研究開発の実施に要する経費（委託費）
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、調査費、租税公課、一般管理費※一定率で枠として請求し、基金管理の終了時に精算するもの（精算時に特定出来る経費に限る）、その他経済産業省が必要と認める経費

経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業の実施に関する規程

2022 年 3 月 9 日

2021 年度規程第 30 号

一部改正 2022 年 10 月 28 日 2022 年度規程第 27 号

(目的)

第 1 条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成する経済安全保障重要技術育成プログラム基金による経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、科技イノベ活性化法、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）交付要綱、産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」（令和 4 年 6 月 17 日内閣総理大臣決定）及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」（以下「運用評価指針」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（以下「業務方法書」という。）及び経済安全保障重要技術育成プログラム基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

(事業の目的)

第 3 条 機構は、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するため国が設定する「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発及びこれに附随する業務を実施する。

（事業の実施）

第4条 機構は、業務方法書第3章第1節、第4節の規定に準じて事業を実施する。

2 機構は、運用評価指針に基づき、研究開発ビジョン、研究開発構想に基づく研究開発の運営・統括等を実施する。

（PD・POの任命等）

第5条 理事長は、運用評価指針に基づき、研究開発ビジョン及び研究開発構想の実現に向けて、適当と認められる外部有識者等から、プログラム・ディレクター（PD）又はプログラム・オフィサー（PO）を委嘱する。また、理事長は必要に応じ、PD又はPOを補佐するサブPD又はサブPOを委嘱することができる。

2 理事長は、必要があると認める場合には、PD、PO、サブPD及びサブPO（以下「PD等」という。）の委嘱を解くことができる。

3 PD等を委嘱する期間は委嘱の日から理事長が定める日までとする。

4 PD等に対する謝金の額については、別表に掲げるとおりとする。

5 PD等に対する旅費の支給については、委員会委員・外部講師等に対する謝金及び旅費の支給基準に関する機構達第3条の規定を準用し、同条の相当職は管理職とする。

（PD等の利益相反）

第6条 機構は、PD等と研究開発課題の参画者及び参画する研究開発機関との利益相反に関する対応については、経済産業省と協議し、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参画可否を適切に判断する。

2 利害関係者の範囲については、NEDO技術委員・技術委員会等規程第27条第2項及び第35条第2項の規定を準用する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2022年3月15日から施行する。

附 則（2022年度規程第27号）

この規程は、2022年10月28日から施行する。

別表

(単位：円)

役職	日額	時間単価
PD、PO	70,000	35,000
サブPD、サブPO	50,000	25,000

- ・ 時間単価を適用する場合の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。
- ・ 時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の時間の場合は、日額を適用する。
- ・ 時間単価を適用する場合の支払単位は1時間とし、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

経済安全保障重要技術育成プログラム基金の管理及び運用に関する機構達

2022 年 3 月 9 日

2021 年度機構達第 10 号

(目的)

第 1 条 この機構達は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成する経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業を実施するための基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、産業技術実用化開発事業費補助金(経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金)交付要綱及び産業技術実用化開発事業費補助金(経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金)実施要領(以下「実施要領」という。)並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

(基金の造成)

第 3 条 機構は、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するため国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステム)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発及びこれに附帯する業務を実施するため基金を造成するものとする。

- 2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣(以下「大臣」という。)による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができるものとする。
- 3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(基本的事項の公表)

第4条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業の目標等について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

（報告）

第5条 機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。

2 機構は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

（基金の経理等）

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（基金の管理及び運用）

第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

2 機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。

一 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券

二 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）

三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

- 4 基金事業の実施に要する経費は、別表によるものとする。
- 5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。
- 6 機構は、自ら実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が 50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- 7 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- 8 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額 100 万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- 9 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- 10 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額 100 万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

（基金管理委員会）

- 第 8 条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
 - 二 基金の支出に関する重要事項
 - 三 その他基金の資金運用に関する必要事項
 - 3 委員会は、理事長、副理事長、総務担当理事、経理部担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、総務部長、経理部長、主管部長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があら

じめ指名する委員が、その職務を代行する。委員は、必要に応じて委員長が追加で指名することができる。

- 4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
- 6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）

第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。

- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構は、実施要領中「8. 基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。
- 4 機構は、基金の管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附 則

この機構達は、2022年3月15日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
事業費	研究開発の実施に要する経費（委託費）
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）
（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）（抄）
（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（経済産業大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）（抄）

第 16 条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号。)第 27 条の 2 に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けられた基金により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

2 基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 4 期中長期目標（経済産業大臣決定 平成 30 年 2 月 28 日、令和 5 年 2 月 16 日一部変更）（抄）

5. 特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。

④経済安全保障重要技術育成プログラム事業

経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略 2021 を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDO は、令和 3 年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和 4 年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。

なお、運営方針等を踏まえ、令和 4 年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。

○数値目標 5. -4

【目標】

NEDO は、基金の設置及び関係規程の整備を進める。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和４年度特定公募型研究開
発業務（経済安全保障重要技術育成プログ
ラム基金事業）に関する報告書に付する経
済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の３第２項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和４年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経 済 産 業 大 臣

令和４年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム基金事業）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

- １．国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、事業の効果的な運用を目指し、経済産業省と協議を行い、体制を整備した上で、基金を造成し、研究開発ビジョン及び研究開発構想に基づき、研究開発プロジェクトについて公募を行うなど、着実に業務を実施した。
- ２．基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２７条の２第３項及び産業技術実用化開発事業費補助金（経済安全保障重要技術育成プログラム事業費補助金）実施要領（２０２２０３０２財製第２号）第２の４．の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。